平成２７年（フ）第２４５号
群馬県渋川市北橘町八崎866番地の２
破産者　有限会社たちばな
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８８９４号
東京都港区六本木４丁目２番14号
破産者　株式会社アップトレンド
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１７号
岐阜県各務原市那加石山町２丁目32番地
破産者　有限会社ワイツークリエイト
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１号
岐阜県大垣市小泉町394番地
破産者　三和組運輸株式会社
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１３０４号
名古屋市北区会所町250番地１
破産者　株式会社デジタルネットワーク
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６４号
京都市東山区祇園町北側238番２号
破産者　一般財団法人うどんミュージアム
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８４２号
広島県安芸郡海田町三迫１丁目５番27－５号
破産者　株式会社ワース・プロジェクト
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０１号
香川県丸亀市川西町北1144番地６
破産者　有限会社亀田商業運送
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第４号
香川県丸亀市山北町158番地１
破産者　有限会社白井エビス堂
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第７７号
長崎市古町22番地
破産者　株式会社マリン技研
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
北海道中川郡幕別町字日新13番地
破産者　十勝豆類加工有限会社
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
新潟県柏崎市城塚２番20号
破産者　有限会社北陸プラント工事
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６６号
秋田県潟上市天王字上江川47番地1009
破産者　天王タクシー合同会社（旧商号天王タクシー合資会社）
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７号
千葉県鴨川市横渚1004番地１　富士見荘１Ｆ－２号室
破産者　小池　誠
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第２２８９号
東京都中央区八重洲２丁目11番２号
破産者　有限会社大夢
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３２４号
神奈川県鎌倉市笛田５丁目33番14号
破産者　有限会社ハンザワ
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３２３号
静岡県浜松市天竜区二俣町南鹿島63番地
破産者　株式会社梅林製材所
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３５３号
静岡県浜松市浜北区於呂3976番地
破産者　株式会社マルシン
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５６７号
静岡県磐田市城之崎４丁目４番地４　山王ハイツＡ－107号（被相続人の破産手続開始決定時の住所）
破産者　被相続人亡和泉秀夫相続財産
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
三重県松阪市南虹が丘町５番地８、前住所大阪府大阪狭山市半田２丁目380番地１（３号）
破産者　竹澤　條治
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第１４７号
香川県高松市瓦町１丁目３番地12
破産者　株式会社まる家
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７２号
福岡県豊前市大字八屋1765番地の１
破産者　有限会社豊前富士ポンプ設備
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
熊本県八代市横手町1634番地１
破産者　株式会社キュウシュウホーム
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部